

指定更新申請の手続きについて

1 指定更新手続きの概要

平成18年4月の介護保険制度改正により、事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ効力を失うこととされました。そのため、指定事業所として引き続きサービス提供を行う場合は、指定有効期間満了日までに指定の更新を受ける必要があります。

指定更新手続きは、必要書類を添えて、高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課へ提出してください。なお、指定更新手続きには、手数料が必要となります。

指定有効期間満了日1か月前までには書類審査が完了するよう時間的余裕をもって、更新手続きをとるようにお願いします。

2 対象となる事業所

高松市が指定している介護保険事業所（みなし指定の事業所を除く。）

※介護予防サービスについては、居宅サービスと同様の要件となっています。以後、介護予防サービスの説明については、特に記載がない場合、居宅サービスの同じサービスを参照してください。（例：介護予防訪問介護の場合は訪問介護を参照してください。）

【対象とならない事業所】

- ・保険医療機関が行う居宅療養管理指導，訪問看護（訪問看護ステーションを除く。），訪問リハビリテーション，通所リハビリテーション

※ただし、指定を不要とする旨の別段の申出の後に、申請により指定事業所となったサービス事業所については対象となります。

- ・保険薬局が行う居宅療養管理指導
- ・介護老人保健施設が行う短期入所療養介護，通所リハビリテーション
- ・介護療養型医療施設が行う短期入所療養介護
- ・休止中の事業所（再開しない場合は指定の効力を失います。）

平成21年より前に通所リハビリテーション（予防含む。）を開始した事業所については、手数料は必要ありませんが、更新書類を提出していただく必要があります。

3 提出書類

提出書類・留意事項

(1) 指定更新申請書（様式第35号の2）

(2) 各サービスの付表・別添「指定（許可）更新申請に係る添付書類一覧」

各項目において、更新申請以前に届け出た内容（変更届）からの変更の有無を確認し、変更がある場合はその内容がわかる書類を提出してください。変更のない項目についての書類は不要です。

なお、以下（3）～（7）の項目については、書類の省略が不可となりますので、変更の有無に関わらず提出してください。

(3) 位置図

事業所の場所が確認できる周辺地図をお願いします。

※介護老人福祉施設・介護老人保健施設については不要です。

(4) 当該申請に係る資産の状況

申請する法人の直近の決算書または損害保険証書等を添付してください。

※訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション・短期入所療養介護・介護介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設については不要です。

(5) 誓約書

サービスに対応した様式があります。

- ・(介護予防) 居宅サービス事業 参考様式 9-1-① (保険法第70条第2項または法令115条の2第2項各号)
- ・居宅介護支援事業 参考様式 9-1-② (介護保険法第79条第2項)
- ・介護老人福祉施設 参考様式 9-1-③ (介護保険法第86条第2項)
- ・介護老人保健施設 参考様式 9-1-④ (介護保険法第94条第3項)
- ・介護療養型医療施設 参考様式 9-1-⑤ (旧介護保険法第107条第3項)

※介護老人保健施設、介護療養型医療施設の指定事業所でみなし指定で短期入所療養介護事業、通所リハビリテーション事業の指定を受けている事業所については、各施設の誓約書のほかに、参考様式 9-1-①の居宅サービスにかかる誓約書についても提出してください。

(6) 役員の氏名等(管理者、施設長等を含む)

役員および管理者・施設長等名簿には、法人の役員および付表に記名のある管理者・施設長等の記載をしてください。その際、管理者・施設長等が法人役員である必要はありません。

(7) 介護支援専門員の氏名およびその登録番号

提出の必要があるのは、居宅介護支援・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設のサービスを提供する事業所です。介護支援専門員の登録番号は、必ず8桁の登録番号を記載してください。

また、事業所・施設に所属する有資格者全員について記載するのではなく、ケアプランまたは施設サービス計画の作成を担当している方のみについて記載してください。

(8) その他添付書類(更新前の届出内容から変更有となっている項目の変更内容がわかるもの)

更新申請以前に届け出た内容(変更届)から変更する場合は、その内容がわかる書類を提出してください(添付する書類は、変更届の際に提出いただくものと同様です。また、変更内容の新旧対照表をお願いします。)

なお、実際は、既に変更済みの場合で「変更届」を提出していない場合については、指定更新申請とは別途「変更届」を提出してください。

当該「変更届」を提出した後、指定更新有効期限が切れるまでの間に、更新申請の内容に変更予定がなければ、付表の別添とされている「指定(許可)更新申請に係る添付書類一覧」の右端の「更新前届出内容からの変更の有無」欄は変更「無」を○で囲んでください。

参照 様式集 <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/19434.html>

4 提出方法

【提出先】高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課相談指導係（高松市役所1階27・28番窓口）

【提出方法】原則として、介護保険課へ持参すること。

※受付時間は、平日の9:00～16:00とさせていただきます。

※提出の際は、その日時を事前にお知らせください。

【提出期限】指定有効期間満了日の1か月前

※指定有効期間満了日の3か月前から受付が可能になります。

5 指定更新申請手数料および納付方法

指定更新申請には、手数料が必要となります。指定更新申請書の受理後、納入通知書を郵送いたしますので、これに現金を添えて高松市指定金融機関等へ納付してください。詳細は、別紙「手数料について」を御覧ください。

参照 申請等に係る手数料について

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/file/19274_L16_24tesuuryou.pdf

6 休止中の事業所について

休止中の事業所については、指定の更新を受けることができません。指定有効期間満了日をもって指定の効力を失うこととなります。ただし、指定有効期間満了日前までに休止理由等を解消した上で、再開届を提出し事業を再開すれば更新を受けることができます。

また、指定の更新を受けない事業所については、別途、「廃止届」（介護療養型医療施設は「辞退届」も必要）を提出してください。

7 申請書類提出後の変更、廃止、休止について

(1) 申請書提出後に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。

(2) 申請書提出後、事業所を廃止・休止する場合は、指定の更新を受けることができませんので、廃止・休止届と併せて指定更新申請の取下げ書（任意様式）を提出してください。なお、その場合、申請書提出時に徴収した指定更新手数料の返還はできません。

8 その他

指定の更新については、「指定有効期間が満了する事業所一覧」を高松市ホームページに掲載しております。

参照 指定更新有効期間が満了する事業所について

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/19292.html>

9 お問い合わせ先

高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課相談指導係 Tel : 087-839-2326 Fax : 087-839-2337